

論題	川村清兵衛「房総相模御備場取調書」について
著者	嶋村元宏
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告—人文科学— 第29号
ISSN	0910-9730
刊行年月	2003年(平成15年)3月
判型	JIS-B5(182mm × 257mm)

## 【史料紹介】

# 川村清兵衛「房総相模御備場取調書」について

嶋村元宏

【キーワード】 江戸湾防備、海防、川村清兵衛

### 【要旨】

本稿は、従来の幕末海防史研究では見落とされていた、天保一三年（一八四二）一〇月から一二月までに、勘定吟味役川村清兵衛（修就）によって行われ、一二月に提出された江戸湾防備に関する調査報告書を紹介するのである。

見分を担当した川村清兵衛は、寛政七年（一七九五）十一月三日御庭番川村修富の嫡子として生まれ、明治十一年（一八七八）八四才でその生涯を閉じている。御庭番としての活動は、文化一三年（一八一六）から天保四年までの一七一年間に七度内々遠国御用の任を勤め、天保一二年五月勘定吟味役を経て、同一四年六月に初代新潟奉行に就任している。

現在、新潟市郷土資料館には、川村清兵衛とその父修富関係の史料群を「川村家文書」として所蔵しているが、清兵衛の曾孫である清衛氏が昭和五一年新潟市に寄贈したものである。本史料は、その文書群から何らかの理由により流出したと思われる。

史料的价值としては、これまで、海防研究史上において検討されることになかった、天保一三年の海防見分に関するものであり、きわめて重要なものである。また、史料中においてしばしばふれられている井上左太夫と鳥居耀蔵・江川太郎左衛門の海防見分との比較をとおして、ペリー来航以前の海防の実状を把握することが可能である。さらに、川村による、この報告がどのように後の海防政策に反映されたかについても検討する素材となるだろう。

## はじめに

本稿は、天保一三年（一八四二）一〇月から一二月までに、勘定吟味役川村清兵衛（修就）によって行われ、一二月に提出された江戸湾防備に関する調査報告書を紹介するものである。

そもそも江戸時代における江戸湾防備は、寛政四年（一七九二）ロシア使節ラクスマンの蝦夷地・根室への来航を契機に、幕府は老中松平定信を海岸防禦御備掛（海防掛）に任じ、翌年正月、勘定奉行久世丹波守広民・目付中川勘三郎忠潔などに、房総・相模・伊豆の沿岸巡視を命じたことからはじまった。以後、日米和親条約が締結される嘉永七年（一八五四）までの間、文化元年（一八〇四）のロシア・レザノフ使節の来航、天保八年（一八三七）のモリソン号事件、弘化三年（一八四六）のアメリカ・ビッドル艦隊の浦賀来航、嘉永二年イギリス測量船マリナー号による江戸湾及び下田の測量といった、異国船の江戸湾への接近があった後、江戸湾防備の調査が行われている。

しかしながら、今回紹介する川村による房総・相模地域の海防見分（調査）<sup>①</sup>については、幕末期における海防態勢を全国的に俯瞰した原剛氏の研究<sup>①</sup>において全くふれられていない。また、「江戸湾海防特集」を組んだ『三浦古文化』<sup>②</sup>に収められた、飯島セツ子氏の作成による「江戸湾海防史年表」にも採録されていない。上記の研究は何れも幕府が編纂した対外関係に関する資料集である『通航一覽』を基本資料とし、かつ「江戸湾海防史年表」は、あわせて『統徳川実記』も参着して、作成さ

れたものであるが、天保一三年の川村による調査については採録されていないのである。実際に、『通航一覽』の当該箇所<sup>(3)</sup>および『続徳川実記』の当該年代部分<sup>(4)</sup>にあたってみたが、やはり川村の調査については採録されていない。

さらに、川村清兵衛の日記をもとにした小松重雄氏の研究<sup>(5)</sup>においても、

清兵衛は勘定吟味役として主に武器掛<sup>(6)</sup>、町々困穀蔵(食糧備蓄)掛、米価掛を受け持ったほかに、浦々御備場(台場Ⅱ砲台)御用取扱も兼任していた。そのため、清兵衛は天保十三年八月十七日に「深川洲崎大筒町場目論見<sup>(7)</sup>検分」を行ったほか、十月十八日から十二月十日まで「相州、房総、相州、豆州の浦々御備場検分」に出張している。つまり現在の千葉県、神奈川県、伊豆半島の要港を回って砲台設置予定場所の選定におおわらわであった<sup>(8)</sup>。

とあるだけで、具体的な活動内容について説明されていない。以上の如く、川村の海防見分自体がこれまでの幕末海防史研究の中で等閑にされてきたわけであり、本史料紹介は、幕末海防史研究に新たな素材を提供するものといえよう。

## 一 資料情報

まず、本資料に関する基礎的なデータを記しておく。

資料名 房総相模御備場取調書

作成者 川村清兵衛

制作年 天保一三年一二月

頁数 二冊(絵図一枚)

丁数 「相模國」一・二〇丁、「安房上総」一・一四丁

法量 冊子一縦二八・〇 横二〇・五 cm

絵図一縦四四・〇 横六五・〇 cm

受入種別 購入

受入年 昭和四二年

備考 各冊二丁目および絵図の題簽に「川村文庫」の朱印がある

## 二 川村清兵衛

まず、本史料の作成者であり、見分を担当した川村清兵衛について経歴を確認しておく。

川村に関する人物研究自体も、深められているとは言いがたく、唯一前出の小松重雄氏による『幕末遠国奉行の日記』を数えるのみである。ここでは、それに拠っておくことにしたい。

川村清兵衛は、寛政七年(一七九五)一月一三日御庭番川村修富の嫡子として生まれ、明治十一年(一八七八)八四才でその生涯を閉じている。御庭番としての活動は、文化十三年(一八一六)から天保四年までの一七七年間に七度内々遠国御用の任を勤め、天保一二年五月勘定吟味

役を経て、同一四年六月に初代新潟奉行に就任している。この新潟奉行就任については、その以前に新潟湊で行われていた抜け荷の摘発に、御庭番としての功績があった点が評価されたことをその理由としてあげられるが、詳細は不明である。

初代新潟奉行の後には、堺奉行、大坂西町奉行を勤め、安政二年五月から長崎奉行に就任した。長崎奉行時代は、日英協約の批准書交換、日蘭和親条約の調印など幕末の対外関係史上でも重要な役割を果たしている。その後対外関係の一線から離れ、小普請奉行、西丸留守居、大坂東町奉行を歴任し、再度西丸留守居を勤めた元治元年官職から離れている。

川村にとっては、遠国奉行としてのキャリアをはじめ直前にこの海防調査を行ったことになり、この実績は新潟奉行として北辺の海防を考える上で参考になったものと思われる。

### 三 川村家文書

現在、新潟市郷土資料館には、川村清兵衛とその父修富関係の史料群を「川村家文書」として所蔵している。

もともと、新潟市郷土資料館が所蔵する「川村家文書」は、清兵衛の曾孫である清衛氏が昭和五十一年新潟市に寄贈したものであり、昭和五二年六月段階に新潟市郷土資料館が整理した時点では一五四三件であったが、現在では追加整理がおこなわれ一六六四件を数える。

小松氏によれば、「川村家文書」は完全無欠の状態で清衛氏によって所蔵されており、その大部分が寄贈されたことになっているが、当館が本資料を収集したのは昭和四二年のことであり、何らかの理由により散逸し、古書店に流れたと考えられる。同様に、神戸市立博物館にも「川村家文書」から流出したものが、池永コレクションの中に含まれている<sup>(7)</sup>。海防関係と長崎奉行時代の資料を多く含んでいるものであるが、こちらは、どのような経緯で池永コレクションへ入ったのかは現在のところ不明である。

## 四 資料の概要

### 1 調査命令

川村が行ったこの調査の期間は、前述の小松氏も触れられていたように、天保一三年一〇月一八日から二月一〇日である。このことは、小松氏も依拠された川村の日記から読み取ることができる。日記には、

十月四日

一房総相豆御備場浦々見分罷越候処伺書大炊頭殿江荒井甚之丞を以

上ル同六日伺之通被仰渡

(中略)

同十八日

○房総相豆州浦々御備場見分御用二付今日出立

(中略)

十一月朔日下田表至来

(中略)

同(天保一三年一二月)十日

一江戸着

とある。<sup>(8)</sup>

しかしながら、いかなる理由でこの見分が行われるようになったのかはつまびらかにされていない。

## 2 行程

もう一つ、本資料と日記を読み合わせても不明な点がある。それは、川村がいかなる行程をとったのかということである。資料の表題、および日記の記述からすれば、房総半島側から下田を経由して三浦半島側を見分して江戸へ戻ったと考えられるが、その確証はない。なお、寛政五年(一七九三)に老中松平定信が行った見分のルートは、江戸を出発して東海道を下り、横浜・金沢を経て下田に行き、房総半島へ船で渡った後、再度船で三浦半島へ戻っていることが、同行した絵師谷文晁が描いた「公余探勝図」<sup>(9)</sup>によってわかる。また、嘉永四年に阿部正弘の命により勘定奉行石河土佐守によって行われた海防見分も、阿部正弘へ提出された報告図である「近海見分之図」<sup>(10)</sup>によれば、まず相州側を見分した後、房総半島を見分するルートがとられている。

## 3 内容

本資料の特徴的な点は、レザノフ来航後の文化四・五年に行われた鉄砲方井上左太夫による江戸湾見分と、モリソン号事件後の天保一〇年に行われた目付鳥居耀藏と代官江川太郎左衛門による江戸湾見分を考慮に入れて報告がなされている点である。

資料中にも、井上、鳥居、江川といった個人名があげられており、その報告について検討しつつ、実際に見分して川村自身が判断を下している。

また、その判断となる調査は、聞き取りで済ますということはなく、少しでもあやふやな点、特に数値的なものについては、実測するなどして正確を期すように心がけていることが、報告書より読み取れる。

## むすび

これまで、海防研究史上において検討されることがなかった、天保一三年の海防見分に関する史料として、本資料はきわめて重要なものである。また、史料中においてしばしばふれられている井上左太夫と鳥居耀藏・江川太郎左衛門の海防見分との比較をとおして、ペリー来航以前の海防の実状を把握することが可能であろう。さらに、川村による、この報告がどのように後の海防政策に反映されたかについても検討する素材となろう。

註

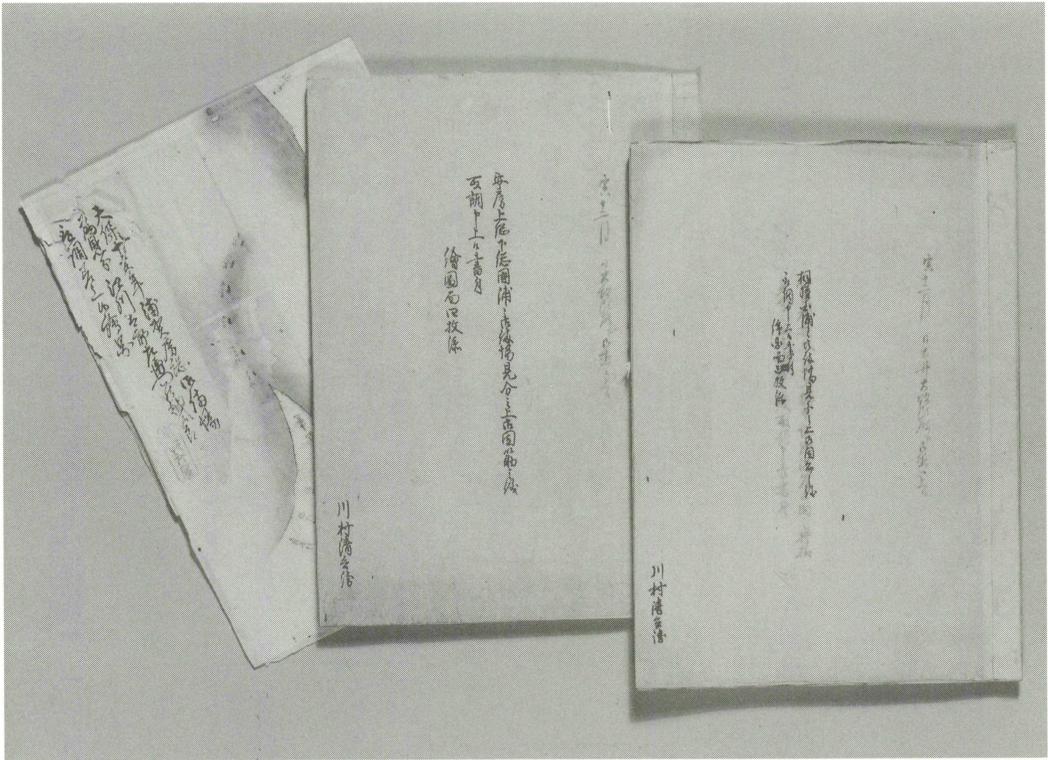
- (1) 原剛『幕末海防史の研究―全国的にみた日本の海防態勢―』（名著出版、一九八八年）。
- (2) 三浦古文化研究会『三浦古文化』第四六号、一九八九年一月。
- (3) 『通航一覽』第八卷（清文堂出版、一九六七年復刻）。
- (4) 『新訂増補国史大系 続徳川実記』第二編（吉川弘文館、一九三四年）。
- (5) 小松重雄『幕末遠国奉行の日記』（中公新書、一九八九年）、四七頁。
- (6) 同前、二〇三頁。
- (7) 『神戸市立博物館 美術・歴史目録』九（一九八〇年）。
- (8) 川村修就「日記書抜 一」（新潟市郷土資料館蔵）
- (9) 東京国立博物館蔵、重要文化財。
- (10) 神奈川県立歴史博物館蔵、阿部家資料。

【付記】

新潟市立郷土資料館所蔵「川村家文書」の調査については、新潟市歴史博物館準備室・長谷川伸氏にお世話になった。記して感謝申し上げたい。

【凡例】

- 一、翻刻にあたっては、改行位置を「」で示した。
- 一、漢字は常用漢字に改めた。常用漢字のない漢字は、正字を用いた。
- 一、慣用助詞の江（え）、与（と）、而（て）、者（は）、茂（も）と并（ならびに）は原文通りとした。
- 一、原文中の削除は、原文通り、「」（抹線）で消すか、□でその文字を囲った。
- 一、原文中の訂正は、（ ）内に記した。
- 一、原文中の加筆は、【 】内に記した。



川村清太郎

寸、原、見、及、分、行、相、別、浦、之、高、海、陽、柳、林、島、考、法、以  
 在、十、七、年  
 相、別、三、浦、郡、鴨、居、村、地、内、觀、音、佛、由、墓、場、之、後、山、上、七  
 切、開、地、而、之、高、平、根、山、由、墓、場、日、北、北、盤、之、高、之、間、浦、度  
 身、必、但、之、者、之、高、直、互、相、尋、之、至、檢、七、之、半、方、之、高  
 之、間、<sup>全、也</sup>是、又、突、圍、之、後、佛、之、之、低、場、之、場、所、若、去、數、以、可、之、  
 之、身、必、以、別、後、檢、島、而、通、觀、音、佛、之、海、岸、之、宗、趙、剛、之、  
 唱、之、出、佛、有、之、此、而、之、余、往、取、略、日、道、之、在、成、老、右、足、通、之、  
 小、字、之、不、切、平、之、以、後、取、言、低、之、自、之、出、之、格、別、之、之、  
 依、之、之、之、之、之、之、

〔表紙〕

〔朱〕

寅十二月 日土井大炊頭殿<sup>江</sup>御直ニ上ル

〔題箋〕

相模國浦々御備場見分之上御固筋之 取調申上候書付 絵図面四枚添
---------------------------------------

川村清兵衛

此度見分仕候相州浦々御備場之模様勘考仕候趣

左ニ申上候

〔貼紙〕

□相州三浦郡鴨居村地内観音崎御台場之儀山上を」切開候地所ニ而平根山御台場同様地盤高過候間浦賀」奉行組之者<sup>江</sup>高サ直立相尋候処拾七間半有之旨」申聞候是又（全御）实用之御備ニは低場<sup>江</sup>場所替ニ相成候方<sup>与</sup>」奉存候別紙絵図面之通観音崎下海岸ニ字飛之洲<sup>与</sup>」唱候出崎有之此所は余程船路<sup>江</sup>近く相成左右見通も宜」小高キ所切平<sup>与</sup>」候儀故高低も自在ニ出来格別手重之」儀ニも無之哉ニ奉存候

一同走水村地内簀山下御所崎之儀御台場ニ可然旨」鳥居甲斐守初申上候  
 〔二付〕得<sup>与</sup>見分仕候処申上之通宜場所ニ」御座候同所山之裾切平キ一盃  
 二地取仕候積ニ而奥行拾式間」程横長三拾五間坪数四百式拾坪程之場所

は出来仕候」右之地所<sup>江</sup>御台場取建候御入用浦賀奉行組之者試ニ」取調候趣ニ付問合候処惣躰築立石垣玉除土手其外」建物は見張番所火薬蔵其外一色仕立候積ニ而合金」五百九拾兩余相掛尤右石垣は此辺之地石を以築立候」積伊豆より出候堅石を以築上候得は右之倍程之」御入用ニ相成可申旨申聞候大筒五六挺も居候程ニ而は築」立地狭く相成候間【御】入用も相減可申候

一右同村地内字十石崎は平地ニ而茅生又松林等ニ相成」居奥行式拾間横長式拾五間五百坪程之地所は築立」等之事無之其俣用立候上富津御台場迄簀山御所」崎より沓里廿三町十石崎も同丁数ニ有之殊ニ御所崎は」通路入口之方より一方ニ而山之裾浪打際之磯根を伝ひ」沓人立往来ニ有之且後之山屏風を建候如岩石之」切岸直立拾壹式間も有之裾通芦生之場所切平キ候ハ、」猶岩石相頭れ可申候間【沖より打候】越玉を数丈之岩石ニ請候様ニは」有之間敷哉<sup>与</sup>奉存候一躰地盤磯根上之片下りニ候得共」是は【御】入用さへ多く相掛候得は如何様ニも相成可申候」前之通路【狭キは】は岩山を後口ニいたし候ニケ条は御所崎之十分」ならざる所<sup>与</sup>奉存候十石崎は後口はなたらか成芝山ニ而」通路は出崎之中丈一条ニ平地ニ御座候間如何様ニも出来仕」地盤は少々敷平キ候迄ニ而其俣用ひニ相成地所広く」御座候間玉除土手等も十分ニ出来仕候間先十石崎を」御備場ニ取建其上御所崎を取建候順ニ可有御座哉<sup>与</sup>」奉存候尤鴨居村走水村地内は惣躰ニ此海門第一之」要地ニ御座候間上総之方<sup>与</sup>違ひ絵図面之通船路<sup>江</sup>近く」何れ之場所も御備ニ相成前文之外鴨居村鳥ヶ崎椎木」崎等も御備場ニ宜地所ニ御座候間外場【所】大体之所は差」置石式ヶ村之出崎は【咽

喉枢要之場所ニ御座候間」悉御備立候程ニ御手厚ニ相成可然」哉と奉存候猶其上ニも○

一鴨居走水之出崎は上総之方<sup>与</sup>違ひ船路<sup>江</sup>近く大銃」玉行も相届可申候得共如何ニも咽喉枢要之場所ニ御座候」間○壹貫目玉以上之筒打方相成候船其外運送船等御備」有之候様仕度奉存候

一【同国同郡】公卿村地内猿鳴之儀同村浜【辺】と海上拾八町有之渡海仕」海岸不残見分仕候処絵図面之通春日明神前之方」少々之所砂浜ニ而其余皆岩石崖高二而甚足場悪敷」右砂場之外は船も着兼申候外之出崎【与】唱候所急成」坂道を下り岩石之場所少し之足溜有之候処を石垣」築立大筒居附候目論見之旨村方之者申聞候忝も」居候ニも余程山をも切平き不申候而は地所出来仕間敷」同所とは船路<sup>江</sup>凡四拾町程（余）も有之船路も遠く渡海」場之上ニ地所も難場ニ御座候間益少キ様ニ奉存候右嶋ニ」相勝り实用之御備ニ相成候処は前条鴨居<sup>江</sup>村走水【両】村之内ニは幾ヶ所も可有之候ニ付猿島御備は先所々相尽し」候上之儀と奉存候

（貼紙下）

此度伊豆相模安房上総下総国海岸御備場見分仕」夫々地理ニ応し御固之模様勘考仕愚考之趣左ニ」申上候

一【同国同郡】西浦賀地内平根山御台場之儀其地は宜候得共」地所高過候而御台場ニは不便之場所ニ御座候間浦賀奉行」組之者<sup>江</sup>【高サ直立】何程有之候哉承り候得は近頃相斗候処」【高サ直立】拾九間半有之旨申聞候一鉢文化度此辺之」御備相立候節先代井上左太夫見分仕同人御台場ニ」見込候

は低場之内ニ御座候処如何之訳合ニ御座候哉松平」肥後守方ニ而右平根山上ニ相極候由之処場所高過候儀は」鳥居甲斐守江川太郎左衛門等も申上毎々議論も御座候儀ニ而」今更巨細ニ申上候迄も無之何れにも（御場所替ニ相成）【低場ニ相替】不申候而は」实用之御備ニは相成中間敷哉ニ奉存候同所最寄ニ而」御台場取立可然場所左之通ニ御座候

西浦賀村地内

灯明堂之辺

但此場所ニは灯明堂并御仕置場有之候間台場」取立ニ相成候ハ、灯明堂は同所之内ニ而少々之場所替ニ而」差支無之様ニ奉存候【御】台場之繩張御仕置場地所<sup>江</sup>」相掛り可申候間仕置場は場所替【ニ相成候而も】可然哉と奉存候」同所は諸廻船乗筋并湊口之方双方之見通ニ宜場所ニ御座候

同

平根出崎畑地

此所は地所場広ニ御座候間番所向其外十分ニ」地所出来仕候

【同】字

大塚小塚之辺

此所は凶之通地所狭く大塚より小塚<sup>江</sup>之通路」其外築足場有之候得共差而手重ニも有」御座候間敷哉ニ奉存候

【野比村地内】字

千駄崎

此所は地所高過候得共此辺岩石之質和らかニ」御座候間切下ヶ候

ハ、格別手重ニも無之御台場」出来可仕候一躰平根山辺よりは千駄崎其外之」山ニ而野比濱<sup>海</sup>シカ嶋之方見通ニ相成不申」既去ル丙年渡来之異国船平根山之沖通乘」込候処同所御台場より大砲打掛候ニ付直ニ乗戻」千駄崎之蔭<sup>海</sup>シカ嶋辺<sup>江</sup>相繫候ニ付野比濱<sup>江</sup>式百目【玉】三百目【玉】之御筒相廻し打掛候由此地総」房出崎<sup>江</sup>対し候而は前書三ヶ所より少々遠く」相成候得共野比濱之方迄見通し候処は此地之一利ニ」御座候

右四ヶ所は（西浦賀村ニ而）<sup>近海</sup>第<sup>二</sup>之要地<sup>与</sup>奉存候間力を尽し実」用之御備相立候様仕度奉存候尤右最寄<sup>江</sup>老貫目玉」以上之筒打方相成候船其外押送船等可成丈数多ニ用意」いたし置候方と奉存候

一浦賀湊<sup>江</sup>不乗入船夜中江戸海<sup>江</sup>乗通候儀も可有之哉と」所々ニ而為承候処若夜中颯通り候而も光り之節相頭候」間右様之儀は無之殊ニ浦賀表船宿共渡世ニ拘り候」儀故昼夜見張居候ニ付自取締附候義ニ御座候由稀ニ汐取」風波之模様ニ寄無颯込走水之瀬<sup>江</sup>相掛り浦賀御番所<sup>江</sup>」届出候義等も有之或遠国之船ニ而案内之船頭共改を」不請颯通り候得は直ニ追船を出し為乗戻候義ニ御座候由

但順風ニ而本文之通浦賀<sup>江</sup>不乗入颯込候得は早船ニ而」追掛候（而も）<sup>四</sup>品川沖<sup>江</sup>掛り候頃ニ無之候而は追附不」申【義ニ御座】候由

一浦賀奉行老人ニ相成引越勤<sup>与</sup>被 仰付候ハ、可然旨鳥居」甲斐守申上候（二付）<sup>四</sup>彼地組（内）<sup>之</sup>者并土地之事情等を得<sup>与</sup>探索」勘考仕候得は至極尤之儀<sup>与</sup>奉存候畢竟御人選ニ帰し候」儀ニは候得共早く上下一致仕候ニは老人ニ而居附之方」可然哉ニ奉存候

一浦賀【表】非常御囲米出来候様右同人申上是又尤之」儀<sup>与</sup>奉存候（去ル）<sup>既</sup>文政二卯年より玄米千五百石宛御囲」有之候処年々更痛ニ相成御石益之旨ニ而同六未年」御差止ニ相成候由之処同所与力同心共御切米御扶持方」渡り年々千八百石程宛御蔵詰ニ相成候由ニ付御囲米」之方より相渡年々詰替ニ相成候ハ、更痛も出来仕間敷」哉ニ奉存候右之外初をも相応ニ御困ニ相成凶年非常」之御手当をも被御備置候而可然哉ニ奉存候且御米蔵」之儀湊入口ニ有之浅間之場所（ニ御座候間）<sup>与</sup>奉存候<sup>此後</sup>御建増等」有之候ハ、湊奥之方当年出来候埋立地之内等<sup>江</sup>出来仕候」方ニも可有御座哉と奉存候

一相州三浦（同国同）郡三崎町之儀は家数多之場所殊ニ諸廻船」潤掛も仕候間近郷ニ而は浦賀湊ニ差統繁華之地ニ」御座候得共絵図面之通湊内狭く海底浅く船数」多ニは掛り兼候場所ニ御座候先年松平肥後守持之御は」同所隣村向ヶ崎【地】内字城山ニ陣屋有之城ヶ島台場」遠見番所其外相固候儀ニ御座候由然ル処城ヶ島安房」崎之儀遠見ニは至極之場ニ御座候得共台場ニは地所」高過其上房州洲ノ崎ニ<sup>相</sup>対【し候】海上」は俗七里<sup>与</sup>申居」測量地図ニ而相量候得は四里式拾九町程有之候処船路も一定不仕」何方をも乗通候場所ニ付若異船颯込候而も乗込（留）候儀」行届申間敷大銃打掛候場ニ至候而も玉行相届不申」威厳を示し候（心得ニ而）<sup>論</sup>より却而」〇慢を請候方ニ可有御座哉」手厚ニ固候ニ害は無之儀ニは御座候得共<sup>左</sup>候而は<sup>永</sup>久之<sup>義</sup>無益ニ力を勞し<sup>手</sup>厚ニ可有之<sup>なる</sup>は<sup>き</sup>所【手】薄ニ被成行候様ニも可有」御座哉ニ付同所之儀は大銃を備候ニも

数少手輕之方ニ而」三崎湊之固迄之儀ニ而可然哉と奉存候

一三崎町ニ有之候御船之儀日吉丸艫数式十八挺小早御船」千里丸拾六挺立  
同小緑丸八挺立鯨御船八挺立都合四艘」旧来回所ニ有之追々御修復ニ相  
成日吉丸は日光」御参詣之節浦賀湊御固ニ相成候而已ニ而其余御用立候」  
儀も無之浦賀表御備場ニおいては御船数可成丈多く」有之候【様】仕度  
儀ニ御座候然ル処三崎之儀は浦賀奉行」組与力老人心両三人交代相詰  
船改并難破船有之候」節之取扱仕候迄之儀ニ付向後迎も追船等入用之節  
は」湊在合之座船之方急建之間ニ合弁利も宜儀与奉存候」得共旧来有来候  
儀ニ付八挺艫之方壹艘も之迄之通ニ」被御居置其共三艘は浦賀湊江御引移  
之方可然哉与」奉存候浦賀より三崎迄は海上五里有之候間迎も急場」之御  
用ニ相成兼候ニ付旁以浦賀湊ニ被差置候方御用弁宜」儀と奉存候

但本文御船此度御修復有之候由ニ付大筒打方相成候」様船体其外丈  
夫ニ御修復を加へ且小早鯨御船共艫」低く川船ニ似寄候方ニ而浪立  
候而は乗切仕兼候趣ニ」御座候右は御仕込番而已之御船之儀ニ付  
追々御修」復之節少々ツ、板巾相狭り准（終）ニ実用不便之形ニ」

相成候儀ニは可<sub>レ</sub>有御座間敷哉与奉存候何れ高浪」をも乗切候様ニ無之  
候而は御用立不申候間此度押」送形船ニ御模様替御修復ニ相成候方与  
奉存候

一遠見之通達遅滞仕候而は向々惣躰之手筈届兼候間」御備場專要之儀は勿  
論ニ御座候処三崎城ケ嶋遠見」之儀は別而此近海御備場中ニ而肝要之場  
所ニ御座候」間此儀は向後御手厚ニ相成可然義与奉存候一体房州」洲ノ崎  
遠見番所より上総竹ケ岡御備場江通達仕候ニは」船路拾四里陸地拾壹里余

有之候上山道嶮岨之場所」有之既文政五年六月渡来之イキリス船浦賀

伊切利須

湊迄」乗込候節は朝五ツ時前洲ノ崎より四五里沖ニ相見候ニ付」早速海  
陸之注進差出其日五ツ時頃に順風ニは候」得共風強く候処船は七廷艫ニ  
水主は手代りとも拾六人」乗ニ而押切候得共竹ケ岡江夕七時過着船仕陸之  
注進は」船より少々先江着仕候由城ケ島より浦賀江之注進は」海陸共五里  
之所四時過頃着仕異船は平根山之沖江」九時頃着仕候由右之次第第二御座  
候間洲ノ崎之遠見」注進は近村之所は格別竹ケ岡富津等江之通達は用立  
不申却而相州之方御備場之相図を請候方便利宜」御座候由尤打場之相図  
等ニ而洲ノ崎と大房崎明金崎」竹ケ岡与次候ハ、早達も可仕哉ニ候得共明  
金崎等は遠見」番所取立場も無之様ニ被存候場所ニ有之其上ケ所多ニ」  
無益之人夫入用を費し候間○永久之儀ニは殊更不益之」廉を相減候方可  
然哉ニ付○竹ケ岡富津ニ而は浦賀之」相図を請候方弁利之儀と奉存候  
城ケ崎より劔崎」千駄崎平根山観音崎与追々打場相図を次候ハ、」右之ケ  
所竹ケ岡より見渡し之場ニ御座候間必相達」可申哉と奉存候右相図之儀  
是迄も品々議論も御座候」処煙は風烈之節霧深之節等相見不申号砲も存  
之」外風筋ニ寄相聞へ不申殊当時之御趣意ニ而は異船ニ而」玉込を打掛  
候様相心得候ニ而も不極候間荻野流ニ而遠」響と唱候打揚は常体之物よ  
り類をも厚く張刻葉」斗込ニ（候）而打揚【候ニ付】高場ニ而玉之割れ  
候音与打揚候音与」御座候間遠く相達し可申哉（与奉存候）【三御座候浦  
賀奉行組之」者も右遠響は相様し候心組ニ御座候旨申聞候右之通ニ」御  
座候間城ケ崎（嶋）遠見は肝要之場所ニ付劔崎千駄崎」等江も【相図之】  
次場所取立【其上ニも海陸ニ注進を出し候程ニ】手厚ニ相成候而可然哉

二奉存候

一 同州同国小網代村之儀は絵図面之通相応之湊二而」三崎湊坏より船数多  
二 潤掛相成候得共船路より乗入」方不弁之場所ニ御座候由尤風様ニ寄凌  
之為百艘以上」之廻船潤掛仕候義も御座候由然ル処右場所は三崎」町江道  
法式拾貳町二御座候間同所江陣屋出来候ハ、」別段小網代村江固人数等  
差置候ニは及び申間敷哉二」奉存候

一 同州同郡長井村地内字荒崎<sup>与</sup>唱候場所松平肥後守」持之節台場有之候旨村  
方之者申間候間場所見分」仕候処台場には如何ニも地盤高過其上左右之  
見通も」不宜海中磯根多之場所ニも有之彼是以此度は同所<sup>江</sup>」台場取立候  
ニは及び申間敷哉二奉存候

一 三浦郡海岸は砂浜も少々は有之候得共多分磯根」多之場所ニ有之中ニは  
海中磯根多ニ而漁船ニ而も」案内不存者は乗入兼候程之場所も有之鎌倉  
郡」海岸は由比ヶ濱七里ヶ濱<sup>二面</sup>」(共)皆砂濱<sup>候得共</sup>」(二面)船掛場も」  
無之乍去異船沖掛いたし舩ニ而乗寄候義故何れ之」浦ニ而も着岸仕間敷  
とも難申三崎より鎌倉郡片」瀬村迄海岸九里余之場所ニ御座候間手重之  
儀ニは」及び申間敷候得共鎌倉郡之内ニも人数出張之場所有之候而」可  
然哉二奉存候

一 相州海岸夫々持場被仰渡鎌倉郡片瀬村<sup>一辺</sup>」迄松平」大和守持場相成  
【可申哉二御座】候処同村隣村鶴沼村<sup>与</sup>高座郡」大住郡陶綾郡山西村迄御  
料小給所入会之海岸四(六)里」三拾町程(余)之処異国船渡来之節何  
方よりも人数差出候」儀無御座候処右之場所は多分砂濱又は磯根多ニ而」  
船掛場は無御座候得共箱根御関所内ニ而東海道筋<sup>江</sup>」接候海岸之儀ニ御座

候間松平大和守大久保加賀守之内<sup>江</sup>」右濱方<sup>江</sup>異国船渡来之節は人数差出  
候様被仰渡」可然哉<sup>与</sup>奉存候右之場所中端を堺ニ兩人<sup>江</sup>被 仰付候」得は  
鶴沼村より大磯宿小磯村迄八拾町程之処大和守持」国府本郷村より川自  
村迄七拾貳町程之処加賀守持<sup>或</sup>」馬入川を堺ニ而<sup>与</sup>仕候得は鶴沼村より柳  
嶋村迄五(九)拾<sup>三</sup>町程(余)」之処大和守持須加村より川自村迄百<sup>貳</sup>  
拾<sup>三</sup>町程(余)之」処加賀守持<sup>右</sup>兩様之内<sup>又</sup>」は一手ニ被 仰付候而も格  
別」里数多ニも無御座候間行届可申哉と奉存候

一 大久保加賀守領分相州足柄下郡真名鶴湊之儀」家数貳百九拾軒人別  
千四百人程四百石積已下之地船」七艘押送船四艘漁船四拾艘有之絵図面  
之通出崎ニ」寄辰已向之湊ニ而廻船式拾艘位は相掛候由<sup>又</sup>諸廻船」之内  
五百石積已下之船は上下之時<sup>江</sup>」下田湊より三崎<sup>江</sup>」往返之節真名鶴之鼻を見  
当ニ仕候乗筋ニ御座候」旨船方之者申間候且同所ニ備向之手当は無之候」  
得共近村吉濱村ニ大筒式挺相回り居根府川御関所<sup>江</sup>」五拾町程小田原城下  
<sup>江</sup>三里余之場所ニ御座候間異船」渡来之節急速之注進も可申哉二奉存候  
○相州」右浦之御備場見分仕候<sup>或</sup>」場所之模様【勘考仕候<sup>或</sup>】書向之通ニ御  
座候依之」絵図面<sup>三</sup>(六)枚相添此段申上候以上

寅十二月

(表紙)

〔朱書〕

寅十二月 日土井大炊頭<sup>江</sup>御直ニ上ル

安房上総下総国浦々御備場見分之上御固筋之儀  
取調申上候書付

絵図面四枚添

川村清兵衛

安房上総下総国浦々御備場見分仕

御固筋之儀取調儀取調候趣左ニ申上候

一上総国【望陀郡木更津口】市原郡姉ヶ崎迄（辺）海岸通見分仕候処望陀郡市原郡より下総之方一体ニ殊之外遠浅ニ而大船は「通路無之木更津杯は上総国ニ而第一繁華之」一都会ニ而（有之）江戸表江も日々通船有之候得共式三百石積以下之船ニ有之且久津間村地内字畔洲は本牧ニ対し

【洲之出方も少く】大船乗筋江は甚遠く御備可相立場所ニ無御座候此辺

海岸ニ領分有之諸家之分夫々防御之心掛有之は勿論之儀ニ御座候得共

前文之通ニ而一居附ニ而之働は無之場所ニ御座候間万一異船富津より内江乗込候ハ、夫々船を出し江戸海之御固仕候様兼而「被仰渡候ハ、可然

【所々持合ニ相成御实用之御備相立可申】哉ニ奉存候

一上総国丹津郡富津村御台場之儀本洲之鼻より五町引下ケ取立有之候処猶洲先之方江寄候ハ、相州走水鴨居之地江近寄可申儀ニ付海陸共得与見分仕候処洲元より洲先迄四拾町余洋中江横切候出洲之儀ニ付字「丸子洲

与唱候辺より先は外々ニ而及見候出洲寄洲与は」格別ニ様子も違ひ候ニ付同所御台場詰之者共村方」古老之者或は同所ニ而年来漁業仕候者之説迄

彼是」探索仕候処絵図江浅深相記候通外は深く内は浅キ」方ニ而汐行荒く外よりは浪ニ而扇立内よりは汐行ニ引」附候釣合ニ而荒砂を湛へ候様子ニ相見へ字大塚より先は」一嵐有之候得は所々変地仕候由右寄洲之地底ニは岩」根ニ而も可有之哉と穿鑿仕候処一体之地勢海陸岩石」無之砂深ニ而如何程堀候而も砂而已ニ御座候旨村方之者共」申聞候試ニ井を堀候者杯為相糺候処御台場地内之」井は底迄砂ニ有之村内ニ而近来深キ井を堀候処五丈余も」堀下ケ候而岩之如く堅キ土有之候旨申聞候洲先字黒塚と」唱候は海底十尋も下ニ而是は磯根之様子ニ御座候由」洲先之方は別而荒砂ニ而地盤縮り不申其上浪当汐」行荒く洲中も狭く御座候間何分ニも人力を加へ可申」様子ニ無御座候

一同所御台場は御多門遠見番所御備場之者詰所等」有之此場所は文政度房州波左間村より引移候節も」得与勘弁を用ひ候義と相見へ井杯も出来候

【場所ニ付】江閘右之楼は」当時之場所（姿）ニ而可然与奉存候大筒居場は同所より南」八十五間浪打際之方ニ有之竹柵ニ而砂留いたし候上壹貫目

玉」式貫目玉之御筒仕掛台之保留除いたし有之候ニ付右は」何方江移し候而も手重之儀も無御座候間可成丈洲先之方江相進メ居附候場所勤考仕候

処御台場より五町は満潮ニも」顯れ居候間出崎一盃之処江居附候得は五町は相進ミ」申候然ル処此洲先夏崎之方江相差居候間（二付）鴨居走水」猿

島辺皆筋違ニ相成候付五町進ミ候而走水之地と三町」江近江近寄申候少分之丁敷には候得共手重ニも無之儀故」大筒居場は洲先一杯之所江移し候方

与奉存候拾町相進ミ候」得は走水海岸江直径五拾三町と相成六町程近く被成候処」拾町出候丸子洲之内ニ而満潮ニは深サ五尺余之水冠ニ」相成見

分仕候節は水面二而洲中等も相分兼候間及深夜」干方之節支配向罷越間地仕候処洲中五十間有之同所と」先大塚二而は猶六七町も【洲先江】相進

ミ可申候得共丸子洲と大塚之」間干方二而も五六拾間之滯有之此滯滿潮ニは深サ七八尺

同所は見積」凡干方二而洲中式拾間程二御座候由右故丸子洲は滯も」無

之洲中也広く水丈も五尺程之儀ニ付追々手入いたし」相様し候ハ、大筒

居場築立候程之儀は出来可仕哉与」奉存候尤格別浪当強く汐行荒キ場所二

御座候間」風波之節保方等何分見当附兼候儀ニ御座候風波之」節は洲之

上多分高波打上去ル丙年異国船渡来之節」杯御台場より大筒居付有之場

所江御台場より相越候」途中波打揚ニ（候）而深サ腰丈も有之候由ニ付拾

町も大筒居」場相進候得は夫丈之間通路築立不申候而は用便」仕兼【可

申】候拾町進ミ候得は走水之海岸江直径五拾三町程ニ相成」六町程近寄候

当りニ御座候ケ様之場所古船江石を入沈置」洲之骨ニいたし追々肉を附

ケ水丈浅く相成候上干方を考」梓土台入大石ニ而石垣築立候ハ、相保

可申哉与見込を（候）附候者も御座候由乍去風波之節之体様及見居候者

は」右様之手段ニ而も保兼可申旨申居候

一富津之御備右之趣ニ而拾町進候而も未船路江は三十町」余も有之候間異

船颯通り候節遂ニ可打留場合ニ無之」此辺御備極要之地ニ御座候間大船

不可然候得共」忝貫目玉已上之御筒ニ而船打仕候手当は必有之候様」仕

度奉存候

一富津御台場下外之方より川奈村篠部村等之地」先は絵図面之通見通し直

成之濱ニ御座候間大筒丁場ニ宜」既富津御備場詰之者共此所ニ而丁打仕

候【末之方ニ付民家少々場所替いたし候ハ、】三四拾町之」場は其俣打

方相成可申候一体此近海向後海陸とも」御備向御手厚ニ相成候而も大筒

中り打之業煉熟不」仕候而は何分実用之御備ニ相成兼候儀と奉存候間」

已後は相州海岸御備場之向々も右之場所ニ而大筒」遠丁中り打修行仕

年々御徒目付并御鉄砲方与力を」見分ニ被差遣候ハ、一統之勳ニ相成両

三年之内ニは追々」習熟仕候様罷成可申候

（朱書）

大筒丁打見分等は迄御徒目付御小人目付而已御遣候処猶」一段之勳

を附候ニは其業相心得候者立会候得は彼是」持合宜意味も有之哉ニ

相聞（奉存）候間本文之通御鉄砲方与力」をも被遣候様申上候儀ニ

御座候

浦賀奉行組之者は是迄近村野比濱ニ而（おいて）二三丁目」玉之御筒ニ

而稽古打仕候由之処同所は輪回り候濱」故水面を打越山之裾杯江打附候而

一抔之所八町限」之場ニ有之丁着見分ケも紛敷不自由之打場ニ御座候由」

右ニ付忝貫目玉以上之御筒は御台場ニ而火入仕候而已ニ」御座候由先年

右御備向松平肥後守持之節同人家来共」稽古も右ニ類候事共ニ御座候由

【故】何卒向後は御備場之」向々貫目已上玉之中り打船打等を専要ニ修行

仕候ハ、」実用之御固ニ罷成可申候間近国海岸都而御備場有之」場

所々々右之振合二年々見分之者被遣候ハ、格別勳ニ罷成可申哉と奉存候

但三浦郡鎌倉郡辺御備場之向は最寄海岸」或井上左太夫持大筒丁場

等ニ而丁打仕候而可然哉与」奉存候

一同国天羽郡小久保村地内磯根崎之儀は相州鴨居村」走水村海岸より見請

候而は御備之一場所ニも罷成可申」様子ニ相見へ鳥居甲斐守儀も御備相

立可然場所之旨」申上候間右出崎迄罷越見分仕候処一体之地形向地より」

見請候とは違ひ富津之洲元ニ近く入隅之出崎ニ御座候」同所より観音崎迄海上式里八町竹ヶ岡より平根山迄は」海上式里三拾貳町ニ御座候間相州之海岸へ近キ方ニは候得共」船路江遠く富津之外【海ニ而】入隅ゆへ大船間近く可乗寄場所<sup>与</sup>」は相見へ不申其上海岸都而追々欠崩れ候砂山御台」場ニは皆高過候場所(山方)而已ニ有之切下ヶ候而も海岸之方」欠落候爰有之右等之処江力を尽し候場所ニ無之同村は」富津御台場附ニ而非常之節役船差出候場所ニ御座候間」船之方江力を入候ハ、実用之御備ニ罷成可申<sup>与</sup>奉存候

一同国同郡竹ヶ岡御台場之儀は山上ニ而芝間ニ大筒式挺」居附有之梁間三間桁行七間壁は石ニ而奥ニ候御多」門并遠見番所等有之地形海濤之内ニ而出張候」場所ニは候得共一体高場ニ而高サ之儀御備場詰之者共<sup>江</sup>」相尋候処伝聞之次第異同有之不分明ニ御座候間高サ」為相量候処直立式拾壹間余有之平根山観音崎」御台場より高場ニ而右便利ニ有之右高過候段は鳥居」甲斐守江川太郎左衛門儀も申上候儀ニ而同所は古城路ニ」寄要害之地と相見へ候間高場ニは候得共要地ニ御台場を」構有之儀ニも御座候哉難成候得共大銃放発ニは今」少し低場之方便利宜可有御座候此辺海底遠浅ニ而」磯根多く諸廻船乗筋<sup>江</sup>は多分相隔專要之御備」場ニは相成兼可申哉ニ候得共浦賀湊ニ相対し候場所之」儀ニ而(付)台場も便利之所<sup>江</sup>移し專船打之手当可有之」場所<sup>与</sup>奉存候同所近辺ニ而台場取立可然場所兩三ヶ所」相糺候処左之通ニ御座候

字

三枚畑

此所は萩生村之畑地ニ而平根山観音崎両所」之中央江相對し房州往還際ニ有之候得共」此辺之内海岸出張候場所ニ而地盤も可也ニ御座候」間台場取立可然場所と奉存候

字

谷坪

此所も萩原(生)村之地内山下之平地ニ而房州往還江」程近ニは候得共場広ニ相成可然」哉ニ奉存候

竹ヶ岡御台場下畑地

此所は竹ヶ岡村之内海岸往来之際ニ而地所」狭く番所其外取建可申場所無之候得共」番所は是迄之山上ニ差置大筒而已右之」畑地江居付候而も可然哉ニ奉存候

十二天社地

此所地所は狭く候得共竹ヶ岡居村近ニ而船場も」手近故引移候而便利之地と奉存候

一房州安房郡洲ノ崎村之儀相州三崎城ヶ嶋江対し」江戸海之入口ニ候処城ヶ嶋江海上四里式拾九町余有之当時」富津御備場持ニ而遠見番所有之此辺番所居小屋等取」立候場所は有之候得共陣屋ニ宜場所は相見へ不申先年」松平越中守持之節は洲ノ崎近村波左間村ニ陣屋有之」同所より洲ノ崎江出張ニ而相勤候儀ニ御座候由同所遠見通達之」儀は城ヶ嶋之ヶ条ニ申上候通ニ而仮相図抔用ひ候而も里數」遠ニ而急速通達ニは相成兼可

申候竹ヶ岡より劍崎千」駄崎平根山観音崎等皆見渡ニ相成候場所故相州  
海岸」之相図を相用ひ候方便利ニ可有御座候大筒台場等出来候而も」船  
路も定らず場広之海上ニ有之船を用い候場ニも無之」同村家数五拾七軒  
之小村ニ御座候間其場所限之御備ニも」及び申間敷哉ニ奉存候向後松平  
駿河守手ニ而海防之」御備相立候ニもヶ様成所ニ力を費さす枢要之場所  
は如何様ニも」力を尽くし候様ニ有之度儀と奉存候

一洲ノ崎より同国朝夷郡乙濱村迄海岸五里余之間」南向之浦方ニ有之白間  
津村より全東向之海岸ニ相成」白子村洲ノ崎より九里余之処松平駿河守  
持ニ被仰渡候」処此間砂濱も有之候得共多くは磯根多之海岸ニ而」船掛  
場は乙濱村ニ廻船五六艘も相掛候場所所有之候得共」場所(湊) 不宜全無拋  
節之掛場ニ御座候由白子村ニは松平」越中守持之節陣屋并遠見番所有之  
遠見番所は」今以形を相残申候向後も右之喬格ニ習ひ候儀ニ而も」此辺  
之海岸は随分軽キ御備方ニ而可然哉と奉存候

一【大岡主膳正領分】同国長狹郡内浦村小湊村之儀絵図面之通兩村ニ而」一  
湊ニ相成居磯根多ニ而小湊之方江寄廻船五六艘も船掛」相成候由」得共  
海底磯根多ニ而船之出入六ヶ敷川化之節陸兼候積ニ御座候」同所ニは領  
主易場も有之御備は相立居候様子ニ御座候」

一白子村より北房総海岸通ニは所々諸家領分も有之候処」上総国夷隅郡勝  
浦村ニは大岡主膳正陣屋有之同所」前後同領村々ニ台場拾式ヶ所有之同  
郡小濱村ニ松平」備前守陣屋元海岸ニも台場壹ヶ所有之長柄郡」一ノ宮  
村加納大和守陣屋元海岸ニも台場五ヶ所有之候」処右之ヶ所ヶ所追々修

理増築等有之様子ニ御座候

一下総国海上郡松平右京庵領分高神村ニ台場六ヶ所」飯沼村ニ同六ヶ所其  
外玉除土手等出来有之候

一右同人領分銚子湊之儀は飯沼新生荒野今富之」四ヶ村惣名を銚子湊と唱  
四ヶ村合家数式千六百九拾壹軒」有之東海道ニ而第一繁華之地ニ御座候  
処絵図面」之通此辺海岸殊之外磯根多く北向之湊ニ而廻船」出入不弁ニ  
御座候得共利根川続ニも有之候間諸品取引も」多く御座候間(二付) 自  
一都會を成候地ニ御座候由同所は」右之通仮成海防之躰も相見へ候得共  
向地常州廉」鳴郡東下村は小給所ニ而何之備も無之趣ニ相聞申候」同村  
は薄地之由ニ候得共右様繁華之湊片類を」請候土地故輕くも御備相立候  
而可然場所と奉存候

右安房上総下総国浦々御備場見分仕候拋場所之模様

【勘考仕候処】書面之通ニ御座候依之絵図面四枚相添此段申上候以上

寅十二月